

第1日

令和3年6月10日（木）

午前10時零分開会

○議長（半田雄三君） これより令和3年第3回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から6月25日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月25日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

11番浅尾静二議員

14番梶原康嗣議員

を指名いたします。

次に、表彰状の伝達を行います。議会事務局長。

○議会事務局長（平田龍次君） 全国市議会議長会から、5月26日に表彰状の贈呈が行われ、朝倉市議会からは、一般表彰の議員10年の在職表彰として、半田雄三議長、堀尾俊浩議員、鹿毛哲也議員が表彰を受けられました。表彰状の伝達につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議時間の短縮を目的とし、本日は表彰の報告のみを行います。

以上で報告を終わります。

○議長（半田雄三君） これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告10件、議案8件の送付を受けました。

これらを一括上程し、まず市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。提案理由の説明を申し上げます前に、ただいま全国議長会より永年勤続ということで表彰の伝達を受けられました3名の議員の皆様方、おめでとうございます。今日まで朝倉市政の運営や市の発展に大変な御尽力をいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。今後とも、朝倉市政、住民福祉の向上のためにお力添えいただきますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに、令和3年第3回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会では、報告について10件、補正予算について1件、条例の一部改正について5件、工事請負契約の締結について2件、合計18件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第4号から報告第13号までについて、説明申し上げます。

報告第4号令和2年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告につきましては、災害復旧事業、新型コロナウイルス感染症予防接種事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、小中学校の特別教室等空調整備事業等について繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調整し、報告申し上げるものであります。

報告第5号令和2年度朝倉市一般会計予算の事故繰越の報告につきましては、災害復旧事業についてやむを得ず事故繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越繰越計算書を調整し、報告申し上げるものであります。

報告第6号令和2年度朝倉市水道事業会計予算の繰越しの報告につきましては、河川災害復旧に伴う配水管布設工事について繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告申し上げるものであります。

報告第7号令和2年度朝倉市下水道事業会計予算の繰越しの報告につきましては、雨水対策事業、河川災害復旧に伴う下水道管仮設工事及び施設の長寿命化事業について繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告申し上げるものであります。

報告第8号から報告第13号までにつきましては、公益財団法人あまぎ水の文化村、株式会社ガマダス及び株式会社三連水車の里あさくらの令和2年度の決算及び令和3年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第52号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策経費その他緊急を要する経費について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1億3,538万円を追加し、予算総額を381億9,461万1,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、新型コロナウイルス感染症対策として行う市民等限定の宿泊施設利用等助成事業費、中小企業等への家賃支援事業費、農業経営収入保険の保険料助成事業費等の市独自の地方創生臨時交付金事業費等に7,848万円を計上いたしました。

民生費では、ひとり親を除く低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給

付金に4,800万円を計上いたしました。

消防費では、朝倉市消防団第10分団の格納庫建て替え事業費に890万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う財源として国庫支出金1億2,208万円、公共施設等整備基金からの繰入金440万円、市債890万円を計上いたしました。

次に、第53号議案朝倉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、審査の手続における負担の軽減及び利便性の向上を図るため、審査申出書等への押印及び署名を不要としたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第54号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第55号議案朝倉市健康福祉館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康福祉館の安定的な管理運営を確保するため、休館日を変更したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第56号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等が公布されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第57号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

最後に、第58号議案及び第59号議案の工事請負契約の締結につきましては、農地改良復旧区画整理工事黒川地区真竹・黒松換地区及び赤谷川地区1工区について、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げます、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

なければ以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案をされました議案等の質疑は6月15日の本会議において行います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は15日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時14分散会